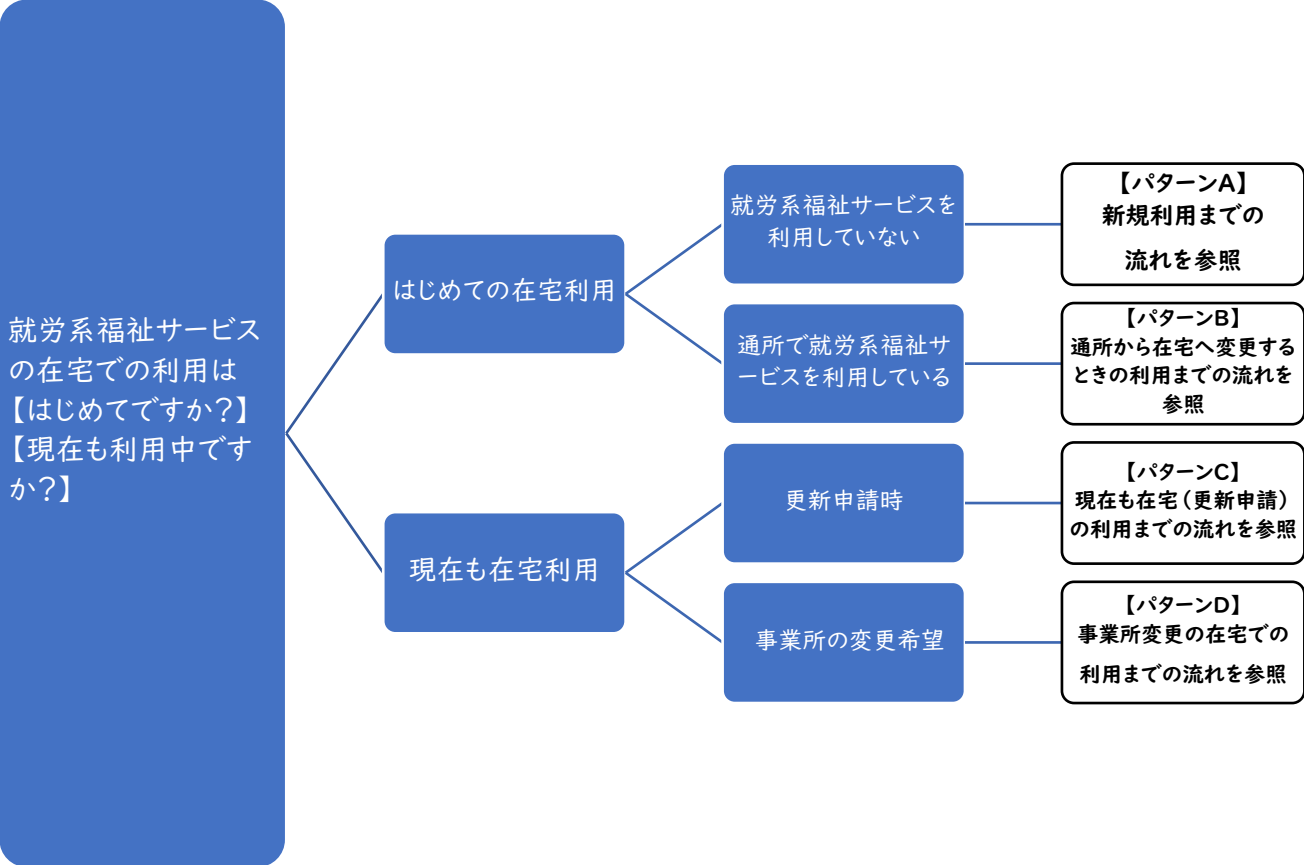
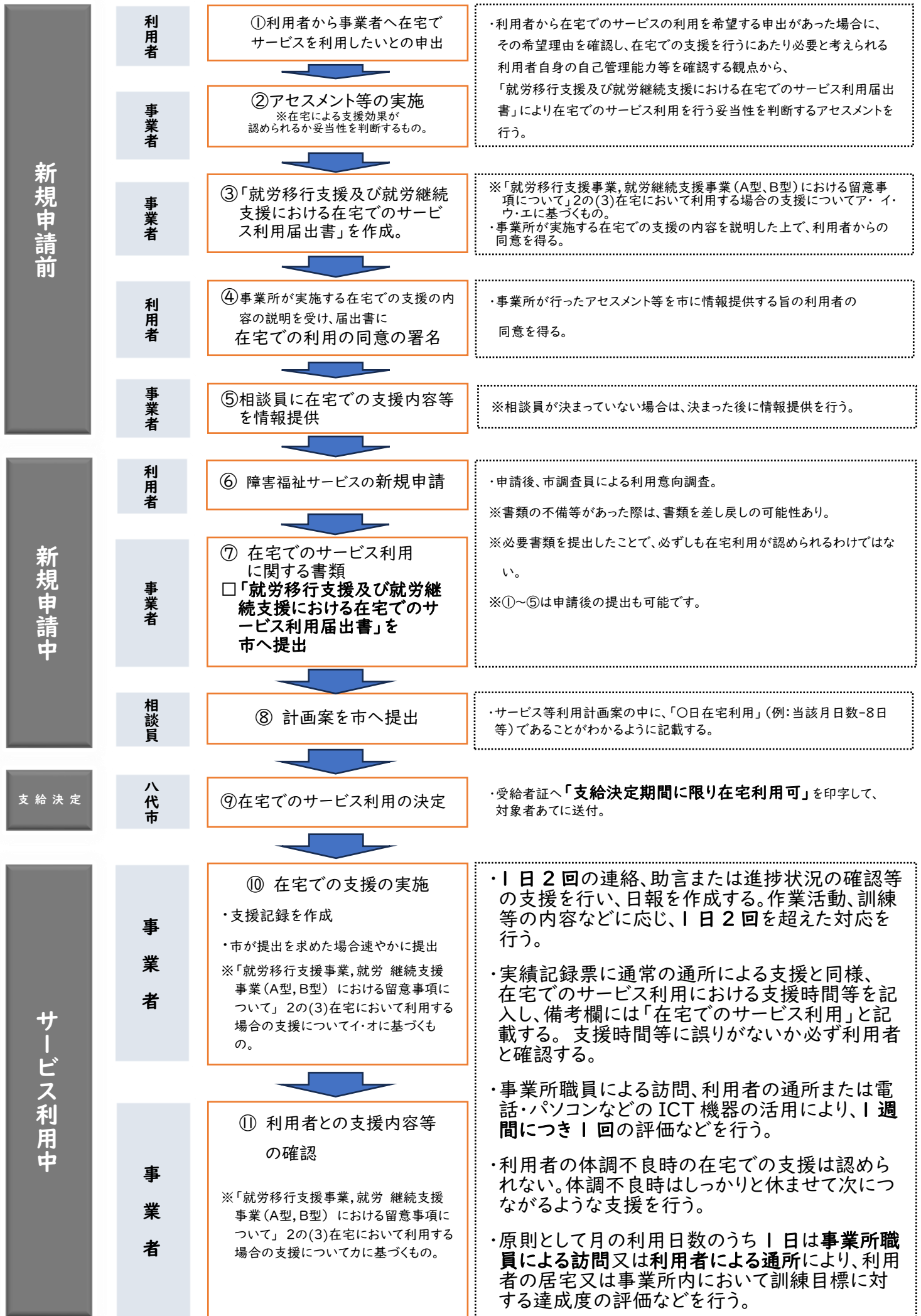


# 在宅でのサービス利用までの流れ



【パターン A】：新規(初めてのサービス利用)利用までの流れ



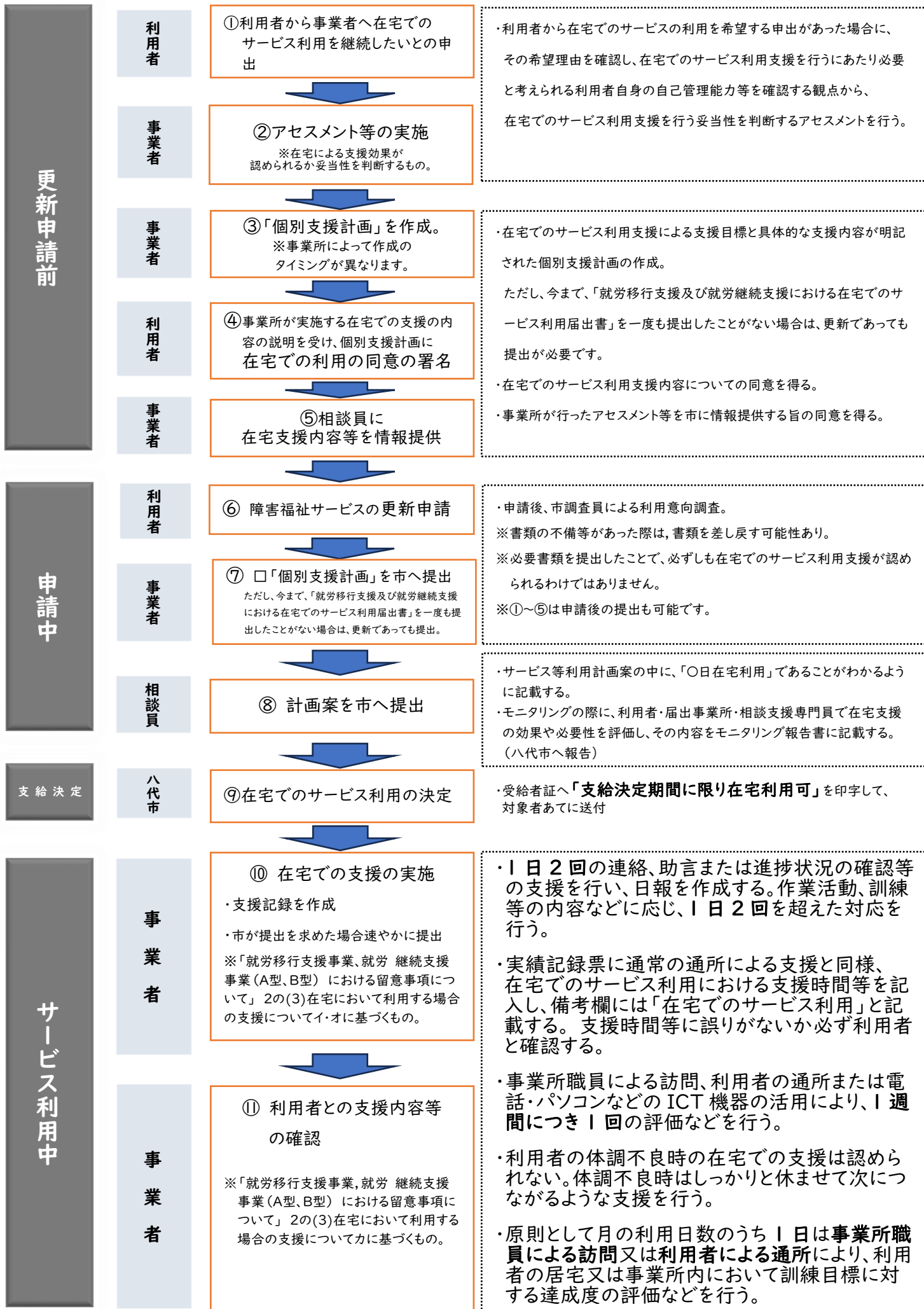
【パターンB】 通所から在宅へ変更するときの利用までの流れ

在宅利用へ変更前



サービス利用中

【パターンC】：現在も在宅（更新申請）の利用までの流れ



【パターンD】：事業所変更の在宅での利用までの流れ

事業所変更前

利用者

①利用者から新しい事業者へ在宅で利用したいとの申出

・利用者から在宅でのサービスの利用を希望する申出があった場合に、その希望理由を確認し、在宅でのサービス利用支援を行うにあたり必要と考えられる利用者自身の自己管理能力等を確認する観点から、「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」により在宅でのサービス利用支援を行う妥当性を判断するアセスメントを行う。

事業者

②アセスメント等の実施

※在宅による支援効果が認められるか妥当性を判断するもの。

事業者

③「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」を作成。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」2の(3)在宅において利用する場合の支援についてア・イ・ウ・エに基づくもの。  
・事業所が実施する在宅でのサービス利用支援の内容を説明した上で、利用者からの同意を得る

利用者

④事業所が実施する在宅でのサービス利用支援の内容の説明を受け、届出書に在宅での利用の同意の署名

・在宅でのサービス利用支援内容についての同意を得る。  
・事業所が行ったアセスメント等を市に情報提供する旨の同意を得る。

事業者

⑤相談員に在宅支援内容等を情報提供

事業者

⑥在宅でのサービス利用支援に関する書類  
□「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」を市へ提出

※書類の不備等があった際は、書類を差し戻しさせていただきます。  
※必要書類を提出したことで必ず在宅でのサービス利用支援が認められるわけではありません。

八代市

⑦在宅でのサービス利用の決定

・おおむね1~2週間を目途に対象者の在宅でのサービス利用の可否を事業所へ市より回答いたします。

事業者

⑧在宅での支援の実施

・支援記録を作成  
・市町村が提出を求めた場合速やかに提出  
※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」2の(3)在宅において利用する場合の支援についてイ・オに基づくもの。

・1日2回の連絡、助言または進捗状況の確認等の支援を行い、日報を作成する。作業活動、訓練等の内容などに応じ、1日2回を超えた対応を行う。

・実績記録票に通常の通所による支援と同様、在宅でのサービス利用における支援時間等を記入し、備考欄には「在宅でのサービス利用」と記載する。支援時間等に誤りがないか必ず利用者を確認する。

事業者

⑨利用者との支援内容等の確認

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」2の(3)在宅において利用する場合の支援についてカに基づくもの。

・事業所職員による訪問、利用者の通所または電話・パソコンなどのICT機器の活用により、1週間につき1回の評価などを行う。

・利用者の体調不良時の在宅での支援は認められない。体調不良時はしっかりと休ませて次につながるような支援を行う。

・原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価などを行う。

サービス利用中

<問い合わせ先>  
八代市役所 障がい者支援課  
認定給付係  
TEL 0965-35-0294  
FAX 0965-33-4279